

令和元年6月5日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

令和元年6月20日（木）午後1時00分開議

第1 議案第12号の上程説明並びに

質疑後委員会付託

第2 議案並びに陳情の総括審議

第3 発議案第1号の上程説明並びに審議

# 茂原市議会定例会会議録（第5号）

令和元年6月20日（木）午後1時00分 開議

○議長（三橋弘明君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は20名であります。したがいまして、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議長の報告

○議長（三橋弘明君） ここで報告します。

本日、市長から、今定例会に提出するための追加議案の送付があり、これを受理し、お手元に配付しました。

次に、お手元に配付のとおり、地方自治法第180条第2項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

次に、茂原市債権管理条例第12条第2項の規定により、市の私債権を放棄した旨の報告があり、同じくお手元に配付しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にして同じくお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議事日程

○議長（三橋弘明君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議案第12号の上程説明並びに質疑後委員会付託

○議長（三橋弘明君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案第12号の上程説明並びに質疑後委員会付託」を議題とします。

議案第12号を上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 追加議案として提出いたしました議案第12号「監査委員の選任につき

同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、委員でございました金坂道人氏が、令和元年6月19日をもって辞職されたため、地方自治法第196条第1項の規定により、新たに竹本正明氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、退任されました金坂道人氏におかれましては、長年にわたりまして、適切なる監査事務執行に御尽力を賜り、この場をおかりいたしまして、心より深く感謝を申し上げる次第でございます。

以上、私から説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（三橋弘明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

議案第12号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 議案並びに陳情の総括審議

○議長（三橋弘明君） 次に、議事日程第2「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会副委員長 はつたに幸一君から報告を求めます。

（総務委員会副委員長 はつたに幸一君登壇）

○総務委員会副委員長（はつたに幸一君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案4件について、6月14日の本

会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、ふるさと納税制度の見直しについて、「魅力ある返礼品を探し出すことが必要と考えるが、返礼品の充実に対する取り組みは」との質疑に対し、「返礼品には、地場産品に限る等の規制があるので、ルールの中で随時見直しを図り、できるだけ多くの市内事業者から協力を得られるよう検討をしていく」との答弁がありました。

次に、「現在のところ、県が認定し、県内市町村が返礼品として活用できる地域の産品はないが、今後、積極的に活用を進めていく考えはあるのか」との質疑に対し、「県と協議の上、対象産品について研究していく」との答弁がありました。

次に、住宅借入金等特別税額控除の拡充について、「消費税率が変更されなかった場合の取り扱い」との質疑に対し、「本件は、法律の改正に伴う市条例の改正であり、国の動向を注視していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第1号「令和元年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億946万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億6085万6000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、用排水施設維持管理費について、「農業団体への補助事業が、市の直接事業に変更となった経緯は」との質疑に対し、「本件は土地改良施設維持管理適正化事業交付金を活用した事業であるが、土地改良区解散後の水利組合が交付対象から除外されたことに伴い、市による直接事業に変更するものである」との答弁がありました。

次に、プレミアム付商品券事業について、「本事業に係る総事業費は」との質疑に対し、「当初予算で3639万5000円、今回補正予算により8000万円。合計で1億1639万5000円を計上している」との答弁がありました。

次に、ひとり親家庭福祉事業について、「高等職業訓練促進給付金の増額の内訳は。また、何名の利用を見込んでいるのか」との質疑に対し、「支給期間3年が1年延長され、また、最後の12か月については4万円を増額の上、支給することになったため、増額補正するものであ

る。また、当初11名の利用を見込んでおり、今回の補正により1名追加し、12名を見込んでいた」との答弁がありました。

また、委員から、「補正予算の編成に当たっては、財源や予算科目に十分留意し、適正に増額及び減額の処理をされたい」との意見や、「プレミアム付商品券事業は、国が進める消費税増税対策であるが、そもそも消費税増額は、一般市民はもとより事業者や行政にも、混乱と負担を強いるものであることから、その実施を考え直すべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第2号「茂原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、総合計画審議会委員の区分に、公募による市民を加えるとともに、所要の改正をするものであり、採決の結果、議案第2号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回、報酬額が改正される理由は」との質疑に対し、「今回の改正は、参議院選挙が執行される年の定例改正であり、最近の物価変動を踏まえた法律改正に合わせて条例を改正するものである」との答弁がありました。

次に、「今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴うものだが、地方選挙の執行に際しては、別途、条例改正が必要となるのか」との質疑に対し、「今回の条例改正により、全ての選挙に、改正後の報酬額が適用される」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第10号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「香取市東庄町病院組合解散の経緯は」との質疑に対し、「組合で設置の国保小見川総合病院が、本年9月1日より新病院として香取市に承継されることから、本組合が解散となるものである」との答弁がありました。

次に、「千葉県市町村総合事務組合の組織団体数は」との質疑に対し、「現在、93団体で組織されている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（三橋弘明君） 次に、教育福祉委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 向後研二君登壇）

○教育福祉委員会委員長（向後研二君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告2件、議案5件、陳情2件について、6月14日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「保険税負担の公平性の確保を図るための改正で、基礎課税額の限度額の引き上げ対象となる世帯が約200世帯、軽減判定所得基準の引き上げの影響を受けるのが約80世帯との説明だが、引き上げされる世帯が圧倒的に多いのはどういうことか」との質疑に対し、「今回、軽減判定所得基準の引き上げの影響を受けるのは約80世帯だが、軽減世帯の総数は7800世帯であり、軽減判定を受けている世帯は多い」との答弁がありました。

また、委員より「今回の改正は、公平性の確保を図るためのものであると被保険者へ周知されたい」との意見や「自治体が運営する厳しい国保財政に対し、国が少しでも負担するよう引き続き要望されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第2号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において、「条例を改正するもととなった地方税法の削除された部分に記載されていた内容は」との質疑に対し、「削除されたのは、地方税法附則第5条の4の2第2項で、住宅借入金特別税額控除を所得税から控除しても、引き切れなかった額を市県民税の所得割額から控除するには、市県民税の納税通知書が送達される前に申告をしなければならないといった内容の条文である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第3号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第4号「茂原市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「『園児』という文言を削っているが、その理由は。新たな給食センターができたのだから、一緒にした方が効率的ではないか」との質疑に対し、「幼稚園分は五郷幼稚園で調理し、豊岡、新茂原の各幼稚園へ配送している。新給食センターの協議に入った時点で、将来的な認定こども園の整備も見据え、幼稚園分については、現状の五郷幼稚園からの配送で賄い、小中学校分としてPFIで事業者を決定している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「卒園後の受け皿としての認可外保育施設への指導など、市からの介入はあるのか」との質疑に対し、「家庭的保育事業等については、市が監査を行い、認可外施設については、県が主体で行っている」との答弁がありました。

次に、「家庭的保育事業者等が増える可能性はあるのか。また、認可外保育施設は幾つあるのか」との質疑に対し、「本市の現状を踏まえると、増える可能性は低い。認可外施設は、事業所内の企業主導型や居宅訪問型などを含め、5カ所ある」との答弁がありました。

また、委員より、「国が規制緩和を進め過ぎ、保育の質の低下を招くおそれがあるため、反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号については、賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「指定都市とは千葉市などかと思われるが、具体的に研修を実施する動きなどはあるのか。また、内容が県と違うのか」との質疑に対し、「現在のところ、特に動きはない。指定都市でも、県と同内容で実施し、資格取得の機会を増やそうとするものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「減額改定となる第1段階から第3段階の対象人数は。また、影響額は」との質疑に対し、「第1段階が4516人、第2段階が1902人、第3段階が1588人で、合計8006人が対象となる。影響額は総額3696万9000円を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「減額の周知方法は」との質疑に対し、「介護保険料の通知とあわせて周知していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については、全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第11号「損害賠償額の決定及び和解について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「事故後の安全対策は」との質疑に対し、「階段に手すりが片側しかないため、今まで2列であった移動を1列に変更し、移動時に水筒を手に持たせていたが、体のバランスを崩す危険性があるということでやめさせるなど、移動方法の改善を図った。また、片側だけしかない手すりを今年度中に両側に取りつける。さらに、保育士を列の前後に配置するようにした」との答弁がありました。

また、委員より「このような損害賠償額の和解が続くと、市に申し出れば、賠償額が支払われると広まるのが懸念される」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第1号「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情について申し上げます。

審査の過程において「準要保護世帯への就学援助の状況は」との質疑に対し、「交付金を活用し、算定基準に沿って就学援助の対象としている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号は、全員異議なく採択することと決定いたしました。

次に、陳情第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情につ

いて申し上げます。

本案は、教育の機会均等とその水準の維持向上のため、政府に対し意見書の提出を求めるものであり、採決の結果、陳情第2号は、全員異議なく採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（三橋弘明君） 以上で各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 日本共産党を代表しまして反対討論を行います。

反対する案件は、議案第1号「令和元年度茂原市一般会計補正予算」、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。

まず、議案第1号「令和元年度茂原市一般会計補正予算」について述べます。

本案件は、歳入歳出の総額にそれぞれ5億946万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ305億6085万6000円とするものです。

本案件には、児童福祉に資するひとり親家庭福祉事業、公立保育所維持管理費、介護保険の加入者負担軽減につながる介護保険事業特別会計繰出金や、人命やその健康維持にかかわる予防接種事業など、必要不可欠な補正予算の計上があり、これらについては、反対するものではありません。

しかし、本年10月に予定されている消費税増税に伴うプレミアム付商品券事業については、その財源を増税に求めるもので、賛成はできません。4月の内閣府の景気動向指数は、2か月連続で景気の悪化を認め、実質消費支出も実質賃金も、1年前に比べマイナスです。

安倍政権が2014年4月、消費税の税率を8%に引き上げて以来、消費の低迷は続いており、今年1月から3月期の国内総生産の約6割を占める個人消費も、昨年10月から12月期に比べ0.1%減少しました。頼みの綱だった輸出も、中国経済の不振や米中の貿易摩擦などによって、2.4%もの大幅減少です。

この時期に消費税を増税すれば、消費をさらに冷やし、景気を後退させるのは目に見えています。骨太原案では、米中貿易摩擦など経済の下方リスクに目配りするといい、増税による駆

け込み需要対策など、十二分な規模の経済対策をすると、消費税増税を正当化します。

しかし、そんな対策に巨費を投じるくらいなら、増税を中止すればいい話です。いただいた分はお返しをするという安倍首相ですが、お返しするくらいなら、最初から取らなければよいのです。もともと消費税は、所得の低い人に負担が重い、最悪の逆進性のある税です。

私どもは、消費税増税に反対するとともに、これを財源とする本案件中のプレミアム付商品券事業については、反対するものです。

次に、議案第5号、茂原市家庭的保育事業等の基準を定める条例改正について述べます。

雇用の不安定化や共働き世帯の増加、さらに女性労働力活用のための就労支援等の政策転換は、保育需要の増大に拍車をかけ、特にゼロ歳児から2歳児、低年齢児の保育が顕在化し、待機児が深刻な社会問題になる中、政府はその打開策として子ども・子育て支援法を創設し、各自治体では2015年4月から子ども・子育て新制度をスタートさせ、公立幼稚園の統廃合、公立保育所の廃止、民営化を推し進めてきました。

安倍政権が掲げる待機児ゼロは、規制緩和によって子供を施設に詰め込むことや、施設基準を緩めた認可外施設の増設などが柱となっています。保育所増設のために不可欠な保育士の処遇改善も、極めて不十分です。保育の質を低下させる対策では、安全で安心できる保育施設の拡充はできません。

こうした中で、茂原市でも地域型保育事業として、ゼロ歳児から2歳児を対象にした小規模保育事業A型の事業所が認可され、営業しています。これは小規模で、ゼロ歳児から2歳児までの事業であることから、卒園後の受け皿の役割を担う幼稚園や保育所、認定こども園を確保すること。自園調理の原則などが義務づけられています。

今回のこの案件は、この家庭的保育事業の受け皿として、現行の認可保育所や幼稚園以外の認可外にも広げるなど、個別の条件を緩和させ、経過措置までさらに5年間延長するなど、全面的規制緩和の内容であり、保育の質の低下は免れません。

児童福祉法は自治体に対して、保育の実施義務を定めています。保育を国民に保障することは国と自治体の責任です。

待機児問題の打開には、規制緩和への方向ではなく、公立保育所を中心に認可保育所整備を真剣に取り組むことが必要であることを強く訴え、本案件に反対するものです。

以上で、反対討論といたします。

○議長（三橋弘明君） 他にございますか。はつたに幸一議員。

○8番（はつたに幸一君） はつたに幸一でございます。議案第11号「損害賠償額の決定及び

和解について」反対するものでございます。

反対理由を申し述べます。

まず最初、突然、私もこの当議案について、先日、報告を皆さんと一緒に受けて、審議しろということでしたけれども、もっと早く事前に、議会に対して説明すべきというところをまず、申し述べさせていただきます。

内容ですが、税金を払っている茂原市民は、この事案に対して、158万円という慰謝料を払うということをどう感じかということでございます。ここにいる皆様は、どう思われたでしょうか。幾ら保険金で支払われるといっても、保険料は税金ですから。また、これを認められると、必ずいつか保険料は、今回だけでなく、つり上げられるというのが保険の常識でございます。

私は、茂原市民6人、千葉県民2人、東京都民2人の計10人に、この事案についてお伺いしたところ、一様に皆さんは「おかしいのではないか」という。「市役所はぬるいね。市長はこれ知っているのか」というような反応がありました。

次に、茂原の大小2つの保育園の経営者に聞いたところ、大なり小なり、このような事故は経験しているけれども、こんな事例はないということでした。もし、茂原市がこのような前例をつくれれば、ほかの地域も含め、特に私立の保育園・幼稚園にとって、非常によくはないということでした。中には、今までの保育所と親との関係、つまり信頼関係ですが、そこら辺に問題がなかったのかとの指摘もありました。

これもちょっと私ごとでございますが、私の娘が幼稚園に通っていたころ、まだ、それは今回のように5歳とか年長ではなくて、年少のころでしたけれども、ほかの園児同士と園内のある小さな段というか、がけというか、そういうところで転んでしまって、眉間に大けがをし、5針縫いました。今も少し傷が残っています。親としては、確かに大変ショックでございました。

しかし、園長先生初め皆様の心配やおわびを受けましたけれども、日ごろお世話になっていたこともあったので、私たち夫婦は問題にしませんでした。確かに時代は違いますけれども、私は、人情は同じだろうと思います。

次に、私は、損害保険ではなくて、生命保険ですけれども、一応、保険のプロでございます。私の知識では、今回の場合、賠償は必要ないと考えます。年長といえば、もう五、六歳ですが、階段で転んで傷がついたということですから、先ほど委員長のほうから、事前にあったわけではないですね。今初めてあって、今後、気をつける。

では、そういうことが、何か過失という意味であるのであれば、こんなこと、いっぱいあるのですね。今はその園児も、後遺症もなく、元気に小学校に通っているというふうに聞いております。しかも、全然縫っていないと、そういう傷だと。男の子でね。そういうことです。

しかも、前後、両方に保育士がついていなくちゃいけないというようなことになれば、今後、そういったことというのは、本当にできるのですか。園児が走り回ったりして、けがすることって、大いにあります。

私は、これを求めると、かえって子供の自由を奪うことになるのではないかなという危惧さえ考えております。

それでも、親は不服であれば、正々堂々と名前をあげて、裁判に至るべきです。日本の司法の常識が問われる裁判になると私は考えますが、いかがでしょうか。

これが私の反対理由です。以上です。

○議長（三橋弘明君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告については一括採決します。

報告第1号から第3号については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、報告第1号から第3号は承認することと決定しました。

次に、議案第1号「令和元年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、議案第8号は同意しないことと決定しました。

次に、議案第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、議案第9号は同意しないことと決定しました。

次に、議案第11号「損害賠償額の決定及び和解について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第12号は同意することと決定しました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第2号からは第4号、第6号から第7号並びに第10号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第2号から第4号、第6号から第7号並びに第10号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は2件であります。

陳情については一括採決します。

陳情第1号並びに第2号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、陳情第1号並びに第2号については、いずれも採択することと決定しました。

ここで報告します。

本日、向後研二君から、今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長(三橋弘明君) それでは、次に、議事日程第3「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号「教育予算の充実を求める意見書の提出について」を上程します。

発議案第1号について、提出者向後研二君から提案理由の説明を求めます。

向後研二議員。

(6番 向後研二君登壇)

○6番(向後研二君) 提出者を代表いたしまして、発議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第1号「教育予算の充実を求める意見書の提出について」であります。本案は、教育が日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っていることから、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があるために、2020年度に向けて、教育予算の一層の充実を国に要望すべく、意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(三橋弘明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「教育予算の充実を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

午後1時56分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時25分 開議

○副議長(中山和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど休憩中に、議長三橋弘明君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議長辞職の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議 長 辞 職 の 件

○副議長（中山和夫君） それでは、まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（内山千里君） それでは朗読いたします。

令和元年6月20日

茂原市議会副議長 中山和夫様

茂原市議会議長 三橋弘明

## 辞 職 願

今般、一身上の都合により議長を辞職いたしたいので、許可くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（中山和夫君） お諮りします。

三橋弘明君からの議長の辞職願を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山和夫君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、三橋弘明君の議長の辞職を許可することと決定しました。

ここで、三橋弘明君から議長の辞職に当たり、挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

（19番 三橋弘明君登壇）

○19番（三橋弘明君） 議長辞職に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、1年間にわたり御支援、御協力を賜りましたことを心より感謝、お礼申し上げます。ありがとうございました。

また、田中市長を初め執行部の皆様方には、議会運営はもとより、各種、市の事業に議長としてお招きいただきました。市民の多彩な活動をかいま見ることができましたし、また、ソルズベリーの皆さんをお迎えしたレセプションは、大変有意義な思い出として残っております。

さて、令和元年最初の議会は、人事案件2件が否決されるという、執行部にとりまして大変厳しいスタートになりました。

また新議長のもと、市民のために、また市政発展のために、議会と執行部、協調と対話をもつて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、退任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（中山和夫君） ただいま、三橋弘明君が議長を辞職しました。

三橋議長におかれましては、現今の厳しい社会経済、財政状況の中で、議長という重責を担われ、常に公正で円滑な議会運営に努められ、議会の権威と信頼を高められました。その功績は、まことに大であります。ここに深く敬意と感謝の意を表します。まことに御苦労さまでした。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがって、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議 長 の 選 挙

○副議長(中山和夫君) 議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(中山和夫君) ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(中山和夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○副議長(中山和夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(中山和夫君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、山田きよし君から、登壇が困難なため、投票箱への投入を職員に委託したい旨の申し出がありましたので、これを許可することとし、投票の最後に、同君にかわって職員に投入させることといたします。

点呼を命じます。

(点呼 投票)

○副議長（中山和夫君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○副議長（中山和夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（中山和夫君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号1番 飯尾 暁君、2番 石毛隆夫の2名を指名します。

両君の立ち会いをお願いします。演壇までお進みください。

(開 票)

○副議長（中山和夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票19票。

無効投票1票。

有効投票中、

ますだ よしお 君 19票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、ますだよしお君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されましたますだよしお君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

ますだよしお君から当選承諾の御挨拶をお願いします。

(18番 ますだよしお君登壇)

○18番（ますだよしお君） 当選の告知を受け、一言御挨拶申し上げます。

浅学非才な私を御推挙いただきました皆様方に、心より感謝を申し上げます。

円滑な議会運営はもとより、茂原市民の立場に立って、胸襟を開いた自由闊達な議論を交わし、物言える議会、闘う議会になり得るよう、努力してまいります。

議員の皆様方におかれましては、御支援、御指導を願いますとともに、当局におかれまして

は、御理解と御協力をお願い申し上げ、私の御挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

○副議長（中山和夫君） ただいま、新しく議長が選出されましたので、ここで議長と議長席を交代します。

（議長席着席）

○議長（ますだよしお君） ここで、しばらく休憩します。

午後 2 時 44 分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 3 時 05 分 開議

○議長（ますだよしお君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど休憩中に、副議長中山和夫君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 副 議 長 辞 職 の 件

○議長（ますだよしお君） それでは、まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（内山千里君） それでは朗読いたします。

令和元年 6 月 20 日

茂原市議会議長 ますだよしお様

茂原市議会副議長 中山和夫

#### 辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職いたしたいので許可くださるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（ますだよしお君） お諮りします。

中山和夫君からの副議長の辞職願を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、中山和夫君の副議長の辞職を許可することと決定しました。

ここで、中山和夫君から、副議長の辞職に当たり、挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

（14番 中山和夫君登壇）

○14番（中山和夫君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど三橋議長が辞職をされました。これに伴いまして、私も副議長の辞職願を出させていただきました。

副議長在任中は、皆様には大変な御支援、御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。就任時に、二元代表制の一翼を担う議会を目指したいと申し上げましたが、一定の成果を上げたものと思っております。

今後は、ますだ新議長、また、これから選出されます副議長には、市民に開かれた議会、市民に身近な議会、また議論する議会を目指して、頑張ってくださいと思います。

結びに、茂原市のさらなる発展と議員各位の御活躍を心から御祈念を申し上げまして、御礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（ますだよしお君） ただいま、中山和夫君が副議長を辞職しました。

中山副議長におかれましては、前三橋議長の補佐役としてその重責を担われ、前議長とともに公正で円滑な議会運営に御尽力されました。辞職に当たり、ここに深く敬意と感謝の意を表します。まことに御苦労さまでございました。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際「副議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「副議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 副 議 長 の 選 挙

○議長（ますだよしお君） 議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（ますだよしお君） ただいまの出席議員は20名であります。  
投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（ますだよしお君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（な し）

○議長（ますだよしお君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（ますだよしお君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、山田きよし君から、登壇が困難なため、投票箱への投入を職員に委託したい旨の申し出がありましたので、これを許可することとし、投票の最後に、同君にかわって職員に投入させることといたします。

点呼を命じます。

（点呼 投票）

○議長（ますだよしお君） 投票漏れはありませんか。  
（な し）

○議長（ますだよしお君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。  
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（ますだよしお君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号3番 岡沢与志隆君、4番 大柿恵司君の2名を指名します。

両君の立ち会いをお願いします。演壇までお進みください。

（開 票）

○議長（ますだよしお君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票20票。

有効投票中、

前 田 正 志 君 11票。

田 畑 毅 君 9票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、前田正志君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました前田正志君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

前田正志君から当選承諾の御挨拶をお願いします。

(12番 前田正志君登壇)

○12番(前田正志君) ただいま、副議長の栄を賜りました前田正志でございます。

今回、11対9ということでございまして、今後、ますだよしお議長をしっかり支えて、議会運営に努めてまいります。そして、田畑議員に投票された9人の皆様方のお気持ちにも心を配って、円滑な議会運営のお手伝いをさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(ますだよしお君) ここで、しばらく休憩します。

午後3時22分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後4時55分 開議

○議長(ますだよしお君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめ申し上げます。間もなく5時になりますので、延刻したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは延刻いたします。

ここで報告します。

先ほど休憩中に、議会運営委員会委員竹本正明君から、委員辞任願が提出され、これを受理しました。

お諮りします。この際「議会運営委員会委員辞任の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議会運営委員会委員辞任の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 議会運営委員会委員辞任の件

○議長（ますだよしお君） お諮りします。

竹本正明君の議会運営委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、竹本正明君の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定しました。

ただいまの議会運営委員会委員の辞任に伴い、委員の欠員が生じました。

お諮りします。

この際「議会運営委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議会運営委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 議会運営委員会委員補充の選任の件

○議長（ますだよしお君） 委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長において指名します。

議会運営委員会委員に19番三橋弘明君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました三橋弘明君を議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、三橋弘明君を議会運営委員会委員に選任することと決定しました。

続いて報告します。

茂原駅周辺活性化特別委員会副委員長の私、ますだよしおが、副委員長辞任願を提出したため、休憩中に委員会が開かれ、副委員長の辞任が許可されました。

このことから、直ちに副委員長の互選が行われ、副委員長に中山和夫君が選任されましたので、御報告いたします。

続いて報告します。

市民会館建設特別委員会委員長竹本正明君が、委員長辞任願を提出したため、休憩中に委員会が開かれ、委員長の辞任が許可されました。

このことから、直ちに委員長の互選が行われ、委員長に副委員長の岡沢与志隆君が、また、副委員長に石毛隆夫君が選任されましたので、御報告いたします。

続いて報告します。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員の田畑毅君、中山和夫君、並びに私、ますだよしおが、同議会議員を辞職したため、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に3人の欠員が生じました。

お諮りします。

この際「長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（ますだよしお君） 本件は、本市議会選出の長生郡市広域市町村圏組合議会議員に欠員が生じたため、選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。

指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長から指名することと決定しました。

それでは、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に、8番はつたに幸一君、17番鈴木敏文君、19番三橋弘明君の3名を指名します。

お諮りします。

ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名した3名が、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました3名が、本議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

続いて報告します。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員三橋弘明君が同議会議員を辞職され、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となりました。

お諮りします。

この際「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 千葉県後期高齢者医療広域議会議員の選挙

○議長（ますだよしお君） 本件は、本市議会選出の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたため、同連合規約第8条に基づき選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。

指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長から指名することと決定しました。

それでは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、5番平ゆき子君を指名します。

お諮りします。

ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、平ゆき子君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

当選人が本議場におりますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製に当たり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## ○本日の会議要綱

1. 議案第12号の上程説明並びに質疑後委員会付託
2. 議案並びに陳情の総括審議
3. 発議案第1号の上程説明並びに審議
4. 議長辞職の件
5. 議長の選挙
6. 副議長辞職の件
7. 副議長の選挙

8. 議会運営委員会委員辞任の件
9. 議会運営委員会委員補充の選任の件
10. 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
11. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○出席議員

議長 三橋弘明君

副議長 中山和夫君

1番	飯尾 暁君	2番	石毛隆夫君
3番	岡沢 与志隆君	4番	大柿 恵司君
5番	平 ゆき子君	6番	向後 研二君
7番	杉浦 康一君	8番	はつたに 幸一君
10番	田畑 毅君	11番	山田 広宣君
12番	前田 正志君	13番	金坂 道人君
15番	山田 きよし君	17番	鈴木 敏文君
18番	ますだ よしお君	20番	竹本 正明君
21番	常泉 健一君	22番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

9番 小久保 ともこ 君

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	豊 田 正 斗 君
教 育 長	内 田 達 也 君	理 事 兼 福 祉 部 長	中 村 光 一 君
総 務 部 長	山 田 隆 二 君	企 画 財 政 部 長	麻 生 新 太 郎 君
市 民 部 長	関 屋 典 君	経 済 環 境 部 長	大 橋 一 夫 君
都 市 建 設 部 長	渡 辺 修 一 君	教 育 部 長	久 我 健 司 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	田 中 正 人 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	中 村 一 之 君
市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	地 引 加 代 子 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	花 沢 春 雄 君
経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱)	吉 田 茂 則 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	飯 尾 克 彦 君
都 市 建 設 部 次 長 (都市整備課長事務取扱)	秋 山 忠 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	渡 辺 裕 次 郎 君
職 員 課 長	平 井 仁 君	財 政 課 長	木 島 成 浩 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	内 山 千 里
局 長 補 佐	鶴 岡 隆 之
副 主 幹 (議事係長事務取扱)	田 中 憲 一

○議長（ますだよしお君） これをもちまして、令和元年茂原市議会6月定例会を閉会します。  
長時間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

午後5時04分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年7月29日

茂原市議会議長 ますだ よしお

前茂原市議会議長 三 橋 弘 明

茂原市議会副議長 前 田 正 志

前茂原市議会副議長 中 山 和 夫

茂原市議会議員 山 田 広 宣